

参考資料

地域の特性を考慮した診療報酬点数について

2次医療圏毎の看護職員数

一般病床のみで構成される病院の看護職員数

一般病床のみで構成される病院の1日平均在院患者100名

(医療施設調査)

【結果】

平均 87.6	最小 42.9
標準偏差 16.2	最大 172.9

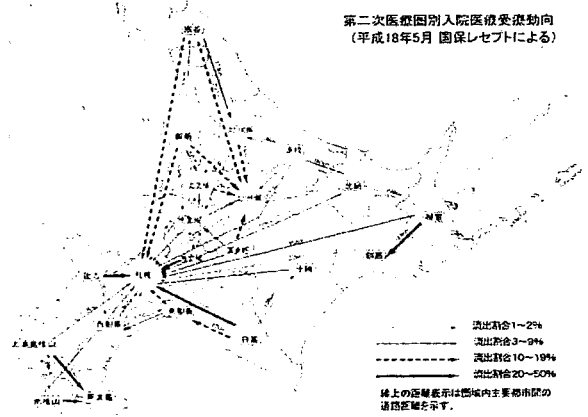
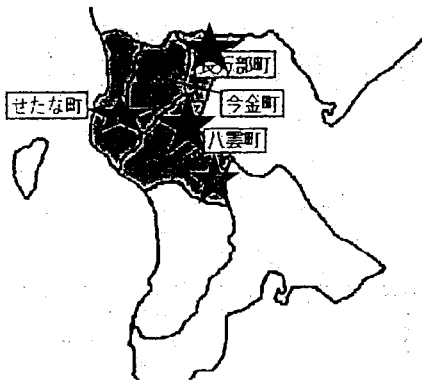
【標本数:369(2次医療圏数396)】

著しく看護職員が少ない2次医療圏は9圏であった(-2SD以下をはずれ値とした)。

【北海道】北渡島檜山(45.3) 【群馬県】吾妻(48.9) 【静岡県】賀茂(50.8)
【愛知県】東三河北部(44.2) 【滋賀県】湖西(45.7) 【和歌山県】那賀(53.9) 御坊(47.4)
【徳島県】西部Ⅱ(42.9) 【佐賀県】東部(54.1)

参考)上記の医療圏にある一般病床を持つ医療機関の看護配置と隣接する医療圏の人口10万対医師数、看護職員数、人口千対看護職員数、病床数、療養病床数、一般病床数を掲載した。

北海道北渡島檜山保健医療圏



第二次医療圏別入院医療受療動向
(平成18年5月 国保レセプトによる)

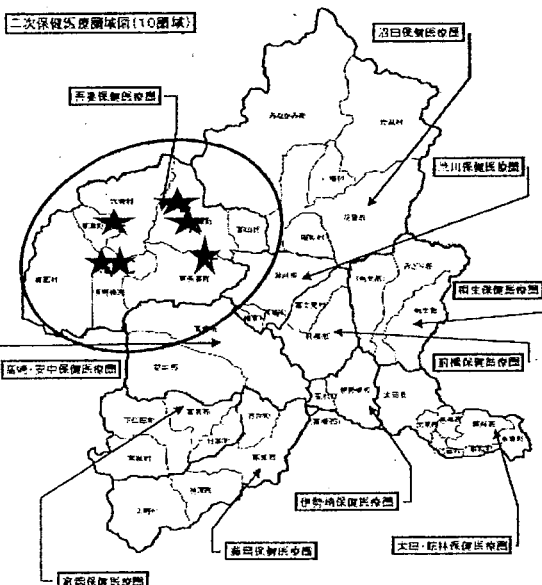
【一般病床をもつ医療機関】

届出区分	一般	療養
A	15対1	99
B	10対1	214
C	15対1	30
D	10対1	58

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
01 北海道						
0101 南渡島	94.9	139.8	945.0	18.4	10.4	3.3
0102 南檜山	—	145.4	645.5	15.4	9.2	4.4
0103 北渡島檜山	45.3	116.6	1091.8	25.4	14.2	8.7
0105 後志	73.0	113.7	820.2	20.8	9.0	5.2
0109 西胆振	80.1	164.4	1155.1	27.2	10.0	9.1

「—」はデータ欠損

群馬県吾妻保健医療圏



	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
10 群馬県						
1002 高崎・安中	80.5	97.1	528.7	11.2	6.4	2.6
1003 渋川	52.2	132.5	822.9	18.9	9.1	1.3
1006 吾妻	48.9	111.3	760.9	25.8	15.0	7.2
1010 太田・館林	65.7	89.5	498.4	9.8	6.0	2.2
15 新潟県						
1505 魚沼	87.4	87.0	639.2	12.5	8.0	1.8
20 長野県						
2001 佐久	110.2	165.8	823.4	13.1	8.6	2.1
2002 上小	93.6	86.6	608.8	14.0	6.1	5.0
2010 北信	91.3	104.8	624.1	10.7	8.3	—




「—」はデータ欠損

【一般病床をもつ医療機関】

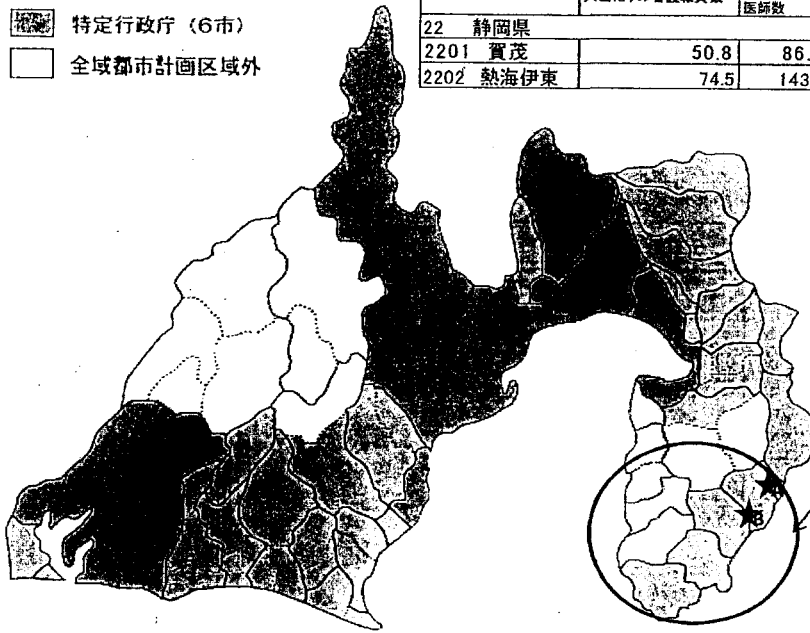
届出区分	一般	療養
A 特別入院基本料	43	71
B 15対1	21	49
C 10対1	74	37
D 15対1	39	
E 13対1	568	
F 10対1	184	39

静岡県賀茂保健医療圏

凡例

-  静岡県の指定する市町
-  特定行政庁（6市）
-  全域都市計画区域外

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
22 静岡県						
2201 賀茂	50.8	86.2	583.7	20.0	4.9	9.3
2202 熱海伊東	74.5	143.1	400.4	9.7	5.9	3.8



【一般病床をもつ医療機関】

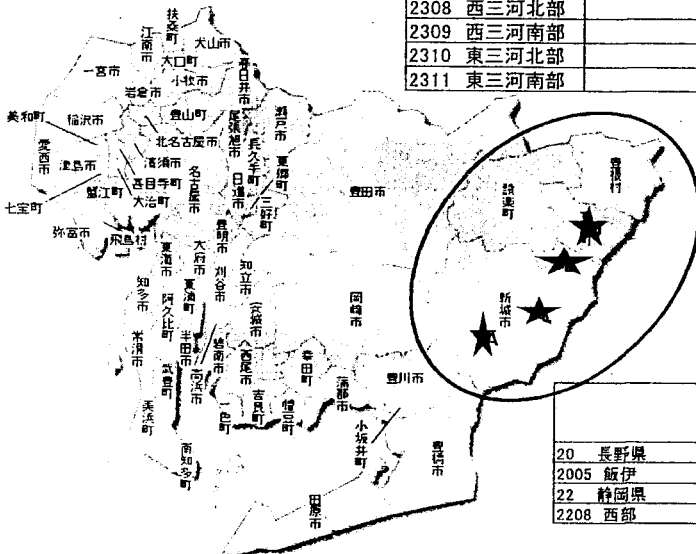
届出区分	一般	療養
A 特別入院基本料	55	
B 15対1	51	

西伊豆町、松崎町、
南伊豆町、下田市、
河津町、東伊豆町

地図：静岡県庁HPより。データ：医療課調べ

愛知県東三河北部保健医療圏

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
23 愛知県						
2308 西三河北部	110.8	102.0	450.2	7.2	4.4	1.1
2309 西三河南部	102.2	91.5	415.6	7.3	4.0	2.0
2310 東三河北部	44.2	72.4	404.1	9.0	5.6	3.3
2311 東三河南部	88.3	97.3	552.5	11.4	4.8	4.2



【一般病床をもつ医療機関】

届出区分	一般	療養
A 7対1	255	16
B 特別入院基本料	4	16
C 特別入院基本料	60	
D 13対1	40	30

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
20 長野県						
2005 飯伊	98.1	117.8	692.5	10.3	6.2	2.4
22 静岡県						
2208 西部	106	152.5	588.9	11.7	6.0	3.4

地図：愛知県庁HPより。データ：医療課調べ

滋賀県湖西保健医療圏

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
18 福井県						
1804 嶺南	—	118.8	683.3	14.5	7.5	3.2

「—」はデータ欠損

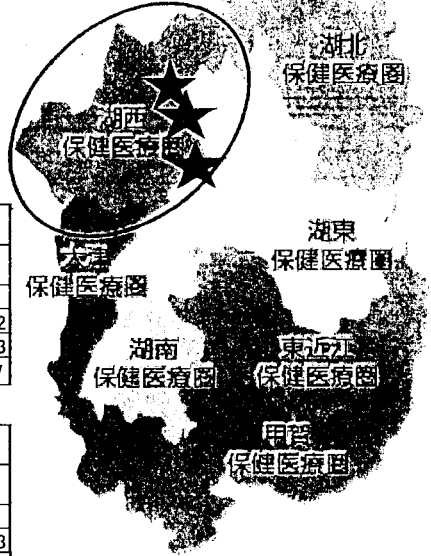
【一般病床をもつ医療機関】

	届出区分	一般	療養
A	13対1	120	
B	10対1	40	40
C	10対1	206	

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
25 滋賀県						
2501 大津	64.8	239.5	766.6	12.9	7.5	2.2
2506 湖北	—	123.2	661.8	9.8	6.6	1.3
2507 湖西	45.7	78.6	440.6	7.6	6.8	0.7

「—」はデータ欠損

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
26 京都府						
2603 南丹	68.8	120.0	508.6	10.0	7.6	2.3
2604 京都・乙訓	82.0	240.9	827.2	16.5	10.3	3.0



地図:滋賀県庁HPより データ:医療課調べ

和歌山県那賀保健医療圏・御坊保健医療圏

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
27 大阪府						
2705 南河内	99	189.8	712.2	13.5	7.9	2.8
2706 堺市	90.4	131.2	685.6	15.3	6.5	5.2
2707 泉州	117.4	134.5	729.1	16.2	5.0	4.6
2708 大阪市	87.6	215.7	779.9	13.3	10.4	2.7

【一般病床をもつ医療機関】

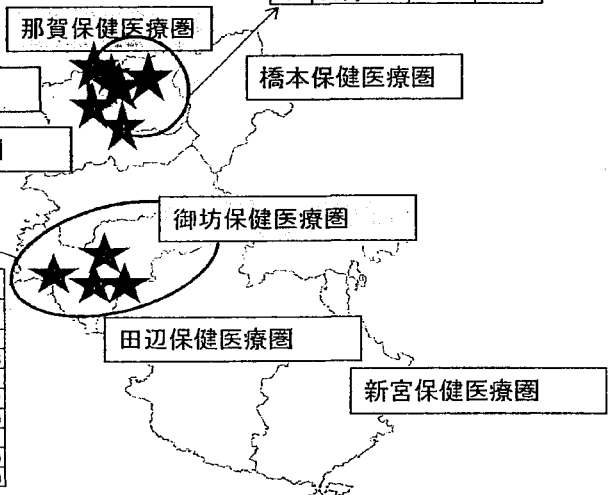
	届出区分	一般	療養
A	10対1	60	
B	10対1	300	
C	15対1		66
D	10対1	59	
E	15対1	47	
F	10対1	132	

【一般病床をもつ医療機関】

	届出区分	一般	療養
A	10対1	300	
B	7対1	131	51
C	15対1	100	
D	10対1	355	

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
30 和歌山県						
3001 和歌山	82.1	239.5	829.8	15.6	10.4	2.6
3002 那賀	53.9	82.5	421.6	9.2	5.5	1.8
3003 橋本	75.3	103.5	515.2	9.8	7.9	0.7
3004 有田	—	79.4	597.3	11.7	5.1	2.9
3005 御坊	47.4	129.9	788.0	15.1	12.6	0.7
3006 田辺	75.1	125.3	737.3	12.8	7.1	3.9
3007 新宮	139.1	124.9	728.8	16.7	7.5	4.9

「—」はデータ欠損



地図:和歌山県庁HPより データ:医療課調べ

徳島県西部Ⅱ保健医療圏

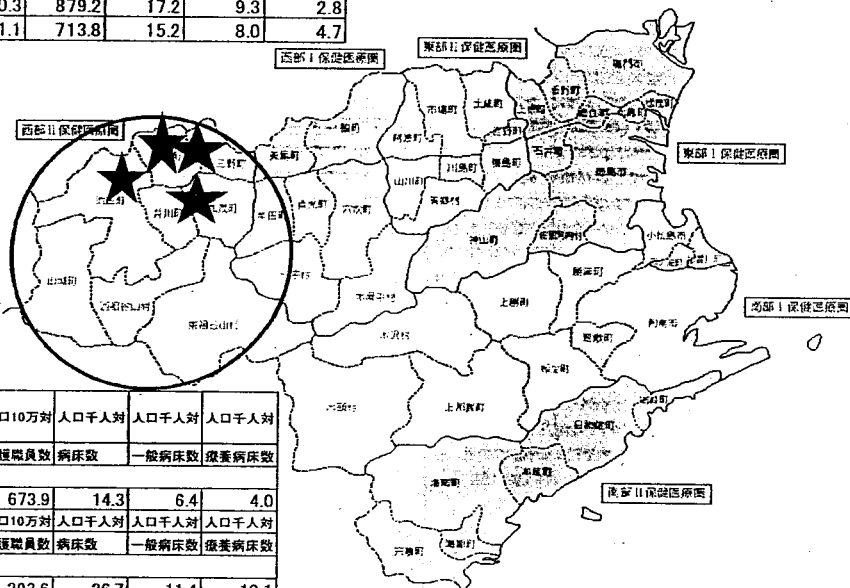
	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
36 徳島県						
3606 西部Ⅱ		42.9	154.6	915.2	22.0	8.5
37 香川県						
3703 高松		80.3	211.4	877.6	15.7	11.0
3704 中讃		87.8	150.3	879.2	17.2	9.3
3705 三豊		83.2	131.1	713.8	15.2	8.0

【一般病床をもつ医療機関】

届出区分	一般	療養
A	15対1	65
B	13対1	99
C	10対1	206
D	13対1	48
		144

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
38 愛媛県						
3801 宇摩	—	103.8	673.9	14.3	6.4	4.0
		人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
39 高知県						
3902 中央		100.7	247.7	1,293.6	26.7	11.4

「—」はデータ欠損



地図：徳島県庁HPより データ：医療課調べ

佐賀県東部保健医療圏

国土地理院承認 平14総推 第149号

	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
40 福岡県						
4001 福岡・糸島		96	219.8	889.4	15.6	8.6
4004 筑紫		91.1	121.5	544.9	12.0	5.1

【一般病床をもつ医療機関】

届出区分	一般	療養
A	7対1	90
B	15対1	24
C	7対1	102
D	13対1	40
E	10対1	360
F	7対1	24
		26

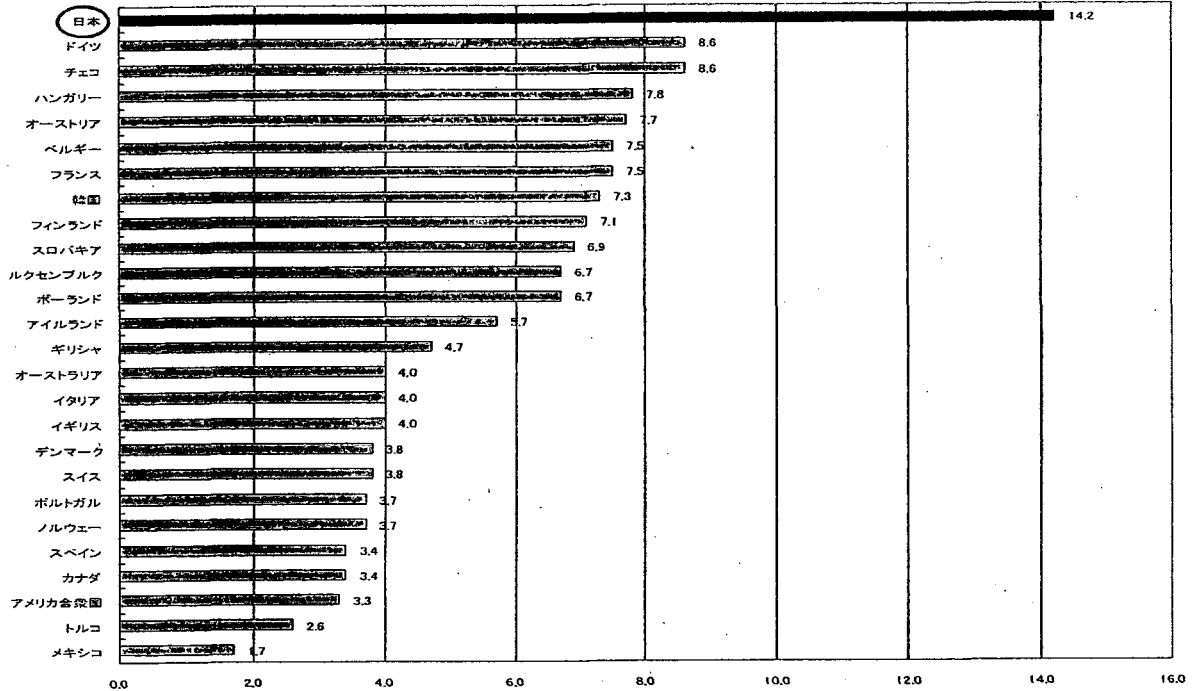
	一般病床のみで構成されている病院の患者100人当たりの看護職員数	人口10万対	人口10万対	人口千人対	人口千人対	人口千人対
		医師数	看護職員数	病床数	一般病床数	療養病床数
40 福岡県						
4006 久留米		80.6	297.4	1,122.0	20.3	10.8
4007 八女・筑後		100.8	131.6	835.5	16.5	7.0
41 佐賀県						
4102 東部		54.1	100.8	859.1	20.2	6.2

地図：佐賀県庁HPより データ：医療課調べ

OECD諸国の病床数について(2004年)

人口1000当たりの病床数は14.2と、他のOECD諸国に比べて大幅に多くの病床を有している。

OECD諸国の人口1000当たり病床数(2004年)

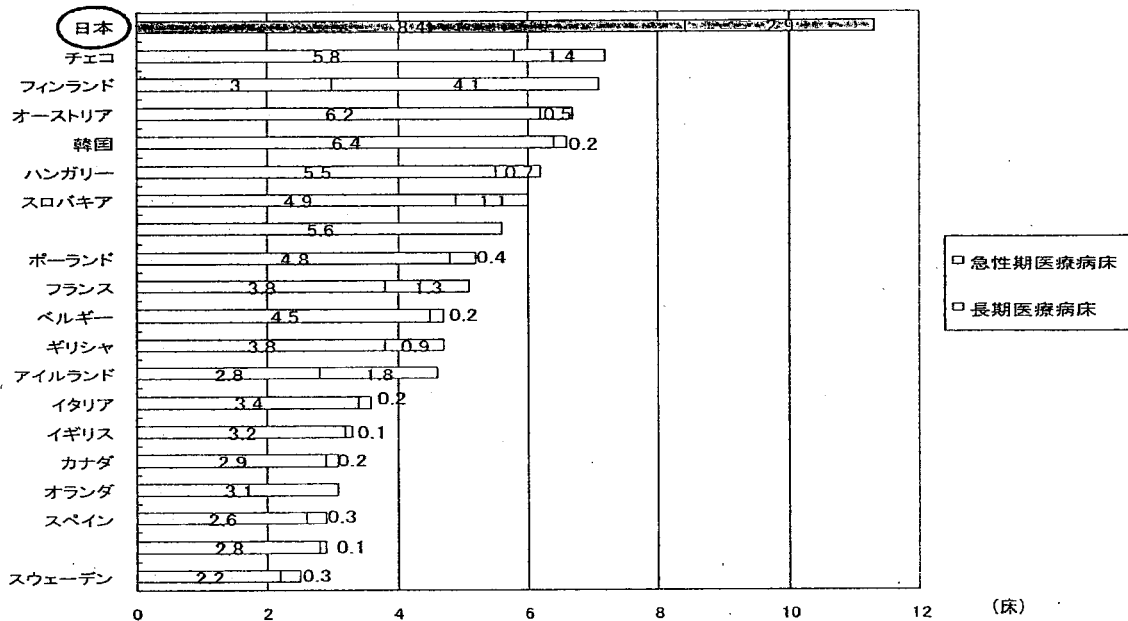


出典:「OECD HEALTH DATA 2007」

OECD諸国の人口1000人当たりの急性期医療病床数、長期医療病床数

日本は人口1000人当たりの急性期医療病床数と長期医療病床数は、他国と比べてともに多い。

OECD諸国の人口1000人当たりの急性期医療病床数及び長期医療病床数(2004)



出典:OECD Health Data 2007

注1)急性期医療病床:治療に有効なケアを行うための病床(病院内のものに限る。)

注2)長期医療病床:慢性的な病気やADL(Activities of Daily Living)における自立度の減少のため、長期のケアが必要とされる患者を収容する病床(病院内のものに限る)。

注3)国によりそれぞれの病床に含まれる基準が異なっているため、完全には定義と一致していないものもある。

9医療圏における過疎4法での対応

- ・離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域
- ・辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1号に規定する地域
- ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条1項に基づいて指定された振興山村
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

都道府県名	2次医療圏		過疎4法での対応			
			離島	辺地	山村	過疎
北海道	北渡島檜山	長万部町、今金町、八雲町、せたな町		○	○	○
群馬県	吾妻	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、高山村、東吾妻町		○	○	○
静岡県	賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町			○	○
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村		○	○	○
滋賀県	湖西	高島市		○	○	○
和歌山県	那賀	岩出町、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町				
	御坊	由良町、日高町、御坊市、川辺町、印南町、中津村、美山村		○	○	
徳島県	西部Ⅱ	三好市、東みよし町		○	○	○
佐賀県	東部	上峰町、みやき町、鳥栖市、基山町				12

【参考】届出受理後の措置

地域特性の考慮なし

第3届出受理後の措置等

1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行う。

ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

(1) 平均在院日数及び月平均夜勤時間数については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(中略)

(3) 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の数に対する看護師の比率については、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(4) 医療法上の許可病床数(感染症病床を除く。)が100床未満の病院及び特別入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、1日に当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

(中略)

2 1による変更の届出は、1のただし書の場合を除き、届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に速やかに行うこと。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準の場合には、当該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。

厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の
基準並びに入院基本料の算定方法について

(平成20.3.28保医発0328001)

第2 医師若しくは歯科医師の員数および入院基本料の算定方法

1 離島等所在保険医療機関以外の場合

2に該当する保険医療機関以外の保険医療機関であって、「別紙2」に規定する基準に該当するものについては、医科点数表若しくは歯科点数表に規定する入院基本料又は老人入院基本料の所定点数から、「別紙2」の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

2 離島等所在保険医療機関の場合

次に掲げる地域を含む市町村に所在する保険医療機関(以下「離島等所在保険医療機関」という。)であって、「別紙2」に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、「別紙2」の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

- ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域
- イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に基づいて指定された振興山村
- エ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

別紙2

1. 医療法標準による医師等の員数の基準と入院基本料(第3の3により届出された入院基本料および特別入院基本料を含む)の算定方法

	医師若しくは歯科医師の員数の基準	
	70/100以下	50/100以下
離島等所在保険医療機関以外の場合	90/100	85/100
離島等所在保険医療機関	98/100	97/100

2. 以下略

医療保険と介護保険との比較(地域に対する加算について)

項 目	医 療 保 険		介 護 保 険		
	A218-2離島加算	入院基本料の減算の特例	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算(注1)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(注1)
加 算	18点	医療法標準を一定の割合で満たさない場合の減算の割合を緩和	100分の15を加算	100分の10を加算	100分の5を加算
要 件	別に大臣が定める地域に所在する保険医療機関	人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域	① 大臣が定める地域に所在する事業所	① 大臣が定める地域に所在する事業所 ② 利用者が少ないなどの基準に適合する事業所	① 大臣が定める地域に居住している利用者に対し ② 通常の実施地域を越えてサービスを提供した場合
1	離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域	○	○		○
2	奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の地域	○	○		○
3	小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島の地域	○	○		○
4	沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島	○	○		○
5	山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村	○	○		○
6	豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯		○ (注2)	○ (注3)	○
7	辺地に係る公的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地	○	○ (注2)	○ (注3)	○
8	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域	○	○ (注2)	○ (注3)	○
9	半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域			○ (注3)	○
10	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域			○ (注3)	○

注1) 平成21年度介護報酬改定において創設されたもの。

注2) 当該地域のうち、サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定める地域に限る。

注3) 特別地域加算対象地域等を除く。

注4) 医療保険においては、移動費用は報酬に含まれておらず、患者から別途実費徴収できるが、介護保険においては、基本的に移動費用は報酬に含まれており、患者からの実費徴収はできない。